

静岡市規則第 42 号

静岡市清水港海づり公園条例施行規則をここに制定する。

令和 8 年 3 月 30 日

静岡市長

難波 喬 司

静岡市清水港海づり公園条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡市清水港海づり公園条例（令和 7 年静岡市条例第 68 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(栈橋利用の手続)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の規定により栈橋の利用許可を受けようとする者は、条例に定める使用料を納付し、栈橋利用券（様式第 1 号）の交付を受けなければならない。

(使用料の還付の申請)

第 3 条 条例第 8 条第 2 項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、栈橋使用料還付申請書（様式第 2 号）に前条に規定する栈橋利用券を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用料の還付又は不還付を決定したときは、栈橋使用料（還付・不還付）決定通知書（様式第 3 号）により当該申請者に通知するものとする。

(使用料の減額又は免除)

第 4 条 条例第 9 条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ栈橋使用料（減額・免除）承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用料の減額又は免除について承認したときは、栈橋使用料（減額・免除）承認通知書（様式第 5 号）により当該申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第 5 条 静岡市清水港海づり公園（以下「海づり公園」という。）の入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
- (2) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 海づり公園の施設、備品等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 海づり公園の施設内において、火気の使用及び指定された場所以外での喫煙をしないこと。

と。

- (5) 海づり公園の施設内において、ローラーシューズ、キックボード、スケートボード等を使用しないこと。
- (6) 栈橋以外で釣りをしないこと。
- (7) 栈橋利用者は、市が定める基準を満たした救命胴衣を着用すること。
- (8) 立入禁止区域に立ち入らないこと。
- (9) 施設の利用に当たり発生したごみは、各自持ち帰ること。
- (10) 天候の急変や災害の発生など、施設の安全な利用が不可能と判断された場合は、施設管理者の指示に従い速やかに退場すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上必要な施設管理者の指示に従うこと。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、海づり公園の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

(表)

静岡市清水港海づり公園		
棧橋利用券		
(日付)		
年	月	日
(利用時間)		
:	～	:
基本使用料		円
延長使用料		円
合計		円

(裏)

<p>清水港海づり公園施設 免責事項</p> <p>当施設では、下記事項を免責事項とし、利用者の責任のもと、御利用いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none">・釣り具による事故、怪我等・毒魚等による事故、怪我等・海中落下による事故、怪我等・利用者同士のトラブルによる事故、怪我等・船舶航行による釣り糸等のトラブルによる損害等・災害発生による事故、怪我等・貴重品の紛失による損害等・その他、施設利用における注意事項を遵守しないことにより発生した事故、トラブル、損害等
--

様式第2号（第3条関係）

棧橋使用料還付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所 { 法人又は団体にあつては、
その主たる事務所の所在地 }

申請者

氏名 { 法人又は団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名 }

電話

次のとおり棧橋使用料の還付を受けたいので、利用券を添えて申請します。

利用日時	年 月 日
使用料納付済額	円
還付申請額	円
還付を受けようとする理由	
備考	

様式第3号（第3条関係）

栈橋使用料（還付・不還付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請があった栈橋使用料の還付については、次のとおり
還 付
を決定したので通知します。
不還付

申請日	年 月 日
利用日時	年 月 日
(還付・不還付) 決定理由	
還付決定額	円

(教示) 不還付を決定した場合においては、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示
を記載すること。

様式第4号（第4条関係）

栈橋使用料（減額・免除）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

申請者

住所 { 法人又は団体にあつては、
その主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人又は団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名 }
電話

静岡市清水港海づり公園条例第9条の規定により栈橋使用料の減額
免除を受けたい

ので、次のとおり申請します。

利用する日	年 月 日
利用する人数	15歳以上の者 人
	7歳以上15歳未満の者 人
減額・免除を受けようとする理由及びその額	

（注）申請者の氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は記名押印してください。

様式第5号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

棧橋使用料（減額・免除）承認（不承認）通知書

年 月 日付で申請があった棧橋使用料の減額
承認 については、次のとおり承認
不承認 したので通知します。
免除

利用する日	年 月 日
利用する人数	15歳以上の者 人 7歳以上15歳未満の者 人
（承認・不承認）の理由	
（減額・免除）の額	
（減額・免除）の条件	

（教示）不承認とした場合においては、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。